

◆びあの内部通報制度について

当社では、企業活動に伴う各種リスクの早期発見や重大な問題の未然防止、健全でより良い組織と業務環境の維持を目的とした、自社の自浄作用を促す仕組みとして、2006年から内部通報制度を設けています。また、社内からの通報に留まらず、社外からの通報も受けられるよう、社外窓口（弁護士事務所）も設置しています。内部通報制度の主旨を踏まえ、当社の企業行動憲章に沿った健全な企業経営を目指します。

1.内部通報窓口

【社外窓口】

芝綜合法律事務所

①電子メール pia24@shibanet.jp

②郵送 〒102-0002 東京都港区愛宕1丁目3番4号 愛宕東洋ビル5階

【ハラスメント相談】

株式会社サクセスボード

①電子メール pia-sodan1@successboard.co.jp

窓口運営は、株式会社サクセスボードに業務委託しています。

窓口宛メールは、株式会社サクセスボード担当者に直接送付されます。

2. 通報者の保護

①通報者は公益通報者保護法上の通報者に対する保護と同じ保護を受けます。当社は、通報が虚偽や不当な通報等に該当しない限り、通報者が通報したことを理由として通報者に対していかなる不利益な取り扱いもいたしません。

②通報内容は、通報窓口の担当者、内部監査室長、取締役（代表取締役、担当取締役等）及び調査チームの構成員、並びに通報への対応及び当該の違法・不正行為の再発防止のために必要と判断される者に限り、共有されます。

びあ株式会社